社会福祉法人むつみ会報酬規程

文 化 保 育 園

社会福祉法人むつみ会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ会定款(以下「定款」という。) 第21条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償について定める。

(定義)

第2条 役員とは、定款第15条に定める理事6名、監事2名をいう。 この規程において、役員の報酬については、次の各号に定める文化保育園の業 務(以下「園業務」という。)に従事した場合に支給する。

(報酬の支給)

第3条

- (1) 理事長は定款第21条第1項に定める理事長が専決できる「日常の業務」について、月1回以上勤務し、その業務に従事した場合に日額7000円を支給する。ただし、理事会、監査会のみ出席の場合は日額5000円とする。
- (2) 理事は、理事会出席及び理事長が認める園業務に従事した場合に日額5000円 を支給する。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に 対しては、報酬等は支給しない。
- (3) 監事は、監査会、理事会及び評議員会に出席及び理事長が認める園業務に従事した場合に日額5000円を支給する。

(費用弁償)

- 第4条 費用弁償は、次に定める園業務について支給する。
 - (1) 理事会、監査会出席及び理事長が認める園業務について、通勤距離が2キロメートル以上の場合において、交通機関及び自動車等、交通用具を使用した場合に支給する。ただし、支給額は、交通機関の経済的、合理的な経路の実費額とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。